



香労発基 0908 第 1 号

令和 7 年 9 月 8 日

香川地方最低賃金審議会

会 長 籠 池 信 宏 殿

香 川 労 働 局 長

友 住 弘 一 郎

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、香川県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。